

# 社会福祉法人和敬会役員等の報酬及び費用弁償規程

## 第1条（趣 旨）

社会福祉法人和敬会の理事、評議員、監事（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関して、必要な事項を定めるものとする。

## 第2条（役員等の報酬）

理事長が招集した理事会及び評議員会並びに監査に出席したときは、別表1の報酬を支給する。但し、当和敬会に在職している職員は除く。

## 第3条（費用弁償）

役員等が職務を行うために旅行したときは、旅行する費用の弁償として当和敬会職員旅費規程により旅費を支給する。

## 第4条（費用弁償）

報酬及び旅費の支給方法その他については、当和敬会職員の例による。

## 別表1

- ① 理事及び監事に対して、理事会への出席1回につき10,000円支給する。
- ② 評議員に対して、評議員会への出席1回につき、10,000円支給する。

## 附則

この規則は平成29年6月13日から施行する。